

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第166号

身に覚えのないキャッシュレス決済による不正な出金にご注意！

消費者庁では、金融庁、警察庁と共に「身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金」に関して注意喚起を行っています。

悪意のある第三者が、不正に入手した預金者の口座情報をもとに当該預金者の名義でキャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Pay など）事業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携したうえで、事業者のアカウントへ残高をチャージすることで預金を不正に引き出す事案が全国で多数発生しています。御注意ください。

注意すべきポイント

- 不正出金は、キャッシュレス決済サービスを利用していない方のほか、インターネットバンキングを利用していない方も被害に遭っています。
- 自身の銀行口座に不審な取引がないか、取引先の銀行口座の利用明細（インターネットバンキングの入出金明細や通帳など）を確認し、口座情報の管理に御注意ください。
- 銀行口座に身に覚えのない取引があった場合には、取引先銀行または利用明細に記載されているキャッシュレス決済サービスを提供する事業者に相談してください。
- 銀行及びキャッシュレス決済サービス事業者は、このような悪意のある第三者による不正な出金による被害について、連携のうえ全額補償を行っています。
- こうした事案に便乗した詐欺にも注意してください。



困ったり不安に感じた時は、一人で悩まず早めに消費生活センターや市町村の窓口にご相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999